

国民の健康と安心につなげるための 医療機関・医療従事者支援策のご案内

※令和2年7月17日時点のものであり、今後、逐次更新してまいります。

コロナ下での診療の継続を確保するために（資金繰り・感染拡大防止）

● 福祉医療機構の優遇融資

経営状況の悪化等により事業継続に支障が生じている医療機関等に対する福祉医療機構の優遇融資については、今般の新型コロナウイルス感染症の対応として、融資対象・貸付限度額・無利子枠・無担保枠・償還期間（据置期間）について、特例措置を設けて実施しています。

P.2

● 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

救急・周産期・小児医療機関において、新型コロナ疑い患者が受診した場合に、外来診療や必要に応じて入院診療を行うことができるよう、新型コロナ疑い患者の受入れのための院内感染防止対策を支援します。

P.3

● 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。

P.4

新型コロナ感染症の患者を受け入れたときに

● 新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備

重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、病床確保料を補助することにより、適切な医療提供体制を整備します。

P.5

● 診療報酬上の特例的な対応

重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な医療体制の構築に向けて、患者の診療に係る実態等を踏まえ、特例的対応を行っています。

P.6

医療従事者の皆様の懸命な努力に応えるために

● 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。

P.7

福祉医療機構の優遇融資

経営状況の悪化等により事業継続に支障が生じている医療機関等に対する福祉医療機構の優遇融資については、今般の新型コロナウイルス感染症の対応として、融資対象・貸付限度額・無利子枠・無担保枠・償還期間（据置期間）について、特例措置を設けて実施しています。

	通常融資	現行の優遇融資	拡充内容
対象	事業の継続に支障	新型コロナ等により事業の継続に支障	
貸付限度額	病院 貸付対象外 老健 1千万円 診療所 300万円	病院 7.2億円 老健 1億円 診療所 4千万円	「病院7.2億円、老健1億円、診療所4千万円」又は「 当該医療機関の前年同月からの減収の12か月分 」の高い方
無利子枠	－ (利子あり 0.806%)	病院、老健： 5年間は1億円まで無利子（1億円超の部分、6年目以降は0.200%） 診療所： 5年間は4,000万円まで無利子（6年目以降は0.200%）	① コロナ対応を行う医療機関： ・「病院1億円、診療所4千万円」又は「 当該医療機関の前年同月から減収の2か月分 」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関： ・「病院1億円、診療所4千万円」又は「 当該医療機関の前年同月から減収の1か月分 」の高い方 ※ 都道府県の医療計画に記載されている医療機関、在宅医療を実施している医療機関等 ③ ①・②以外の施設：現行のまま
無担保枠	－ (担保あり) ※ 利子あり 0.806%	・病院 3億円 ・老健 1億円 ・診療所 4,000万円	① コロナ対応を行う医療機関 ・「病院3億円、診療所4千万円」又は「 当該医療機関の前年同月から減収の6か月分 」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 ・「病院3億円、診療所4千万円」又は「 当該医療機関の前年同月から減収の3か月分 」の高い方 ③ ①・②以外の施設：現行のまま
償還期間 (据置期間)	・3年 (据置6か月)	・15年 (据置5年)	・15年 (据置5年)

i 【お問い合わせについて】

- お問い合わせは、福祉医療機構 **医療貸付専用ご相談フリーダイヤル**まで

0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合

03-3438-0403

受付時間：平日9：00～17：00

救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

救急・周産期・小児医療機関において、新型コロナ疑い患者が受診した場合に、外来診療や必要に応じて入院診療を行うことができるよう、新型コロナ疑い患者の受入れのための院内感染防止対策を支援します。

対象医療機関

新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関

※ 救命救急センター、二次救急医療機関、周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等

※ 新型コロナ疑い患者の診療を行う医療機関として都道府県において調整・登録

①設備整備等の補助

簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、消毒経費等

②支援金の支給

感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、以下の額を上限として実費を補助

病床数	上限額
99床以下	2000万円
100床以上	3000万円
100床ごとに	1000万円を追加

※ 新型コロナ患者の入院受入れ医療機関に対する上記の額への加算 1000万円

(補助対象経費)

- ・ 感染拡大防止対策に要する費用
- ・ 院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

申請受付及び給付開始日

随時申請受付、補助実施

※ 都道府県によって異なります。

i 【お問い合わせについて】

● お問い合わせ及び申請は**各都道府県の窓口**まで